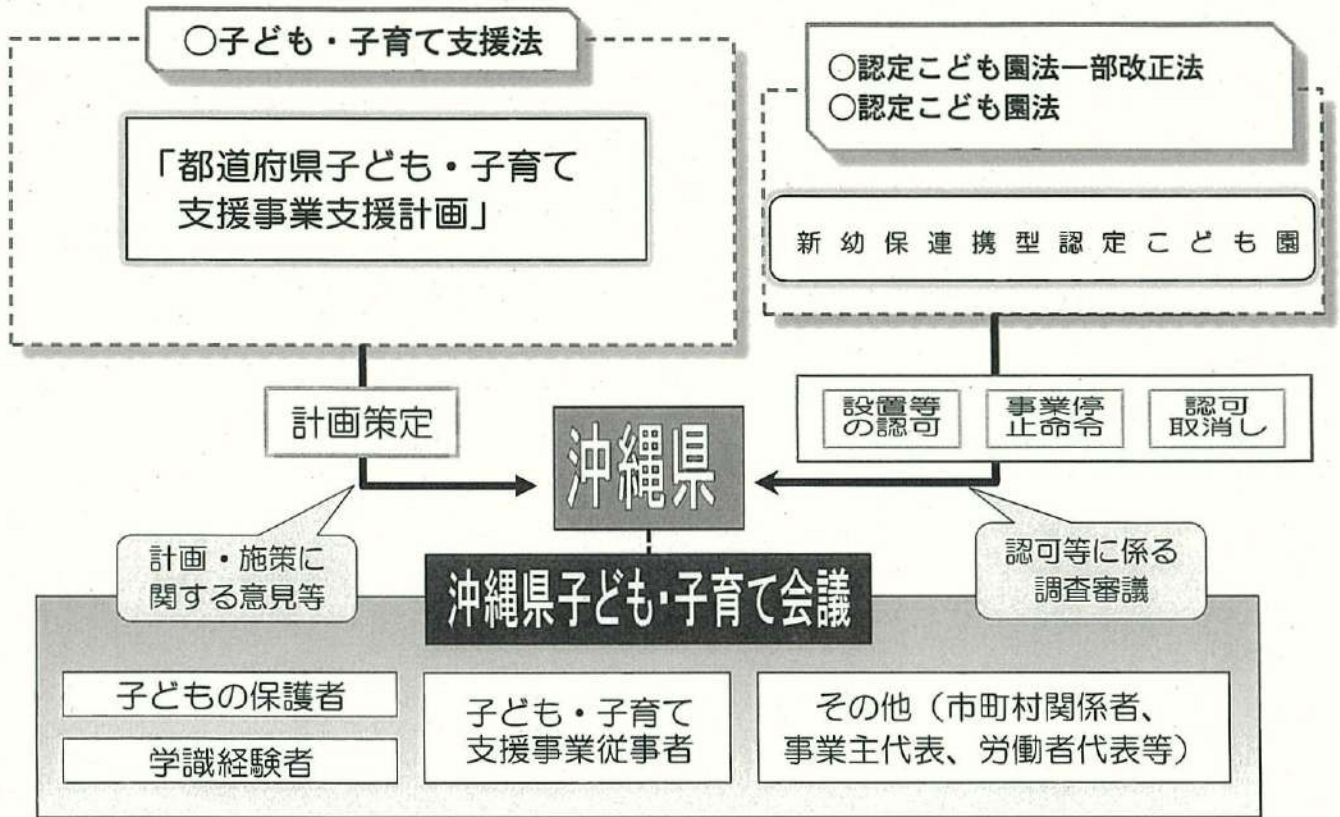


「沖縄県子ども・子育て会議」の設置について



【会議の役割】

（子ども・子育て支援法）

- 計画策定・変更に関して県に意見を述べる。
- 県の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な実施の調査審議。
- 計画策定後の継続的な点検・評価。

（認定こども園法） 正式名称：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

- 幼保連携型認定こども園の認可等を行う場合の調査審議。

改正 平成25年12月27日条例第71号

沖縄県子ども・子育て会議設置条例をここに公布する。

沖縄県子ども・子育て会議設置条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第4項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第25条の規定に基づき、沖縄県子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(担任する事務)

第2条 子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法第77条第4項各号に掲げる事務を処理するとともに、認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他知事が適当であると認める者のうちから、知事が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、子ども・子育て会議の会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 子ども・子育て会議は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を行う。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども生活福祉部において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条及び第2条の規定（認定こども園法に係る部分に限る。）は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「認定こども園法改正法」という。）の施行の日（以下「一部施行日」という。）から施行する。

(認定こども園法に係る特例)

2 子ども・子育て会議は、一部施行日前においても、認定こども園法改正法による改正後の認定こども園法（以下「新認定こども園法」という。）第25条のその権限に属させられた事項（新認定こども園法第17条第3項の規定に係るものに限る。）について調査審議することができる。

附 則（平成25年12月27日条例第71号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県子ども・子育て会議運営要領

平成 26年 2月 10日
改正 平成 26年 5月 12日
改正 平成 26年 11月 26日
改正 平成 28年 1月 22日
沖縄県子ども・子育て会議決定

(会議の招集)

第1条 会長は、沖縄県子ども・子育て会議設置条例第6条第1項に基づき、沖縄県子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所及び議題を委員に通知するものとする。

2 会長は、会議の議長として議事を整理する。

(会議の公開等)

第2条 会議は原則公開するものとする。ただし、会長は、公開することにより、公正かつ円滑な審議等が著しく阻害され会議の目的が達成できなくなると認められるときその他正当な理由があると認めるときは会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(会議結果の公表等)

第3条 会議の内容又は結果等その概要は、次の事項を含め、議事概要に記載するものとする。

- 一 会議の議題
- 二 会議の日時及び場所
- 三 出席した委員の氏名
- 四 議事の要旨

2 議事概要及び配付資料は原則公開とする。ただし、会長は、公開することにより、公正かつ円滑な審議等に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事概要及び配付資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 前項の規定により議事概要の全部又は一部を非公開とする場合には、会長は、非公開とした部分について要約を作成し、これを公開するものとする。

(部会の設置等)

第4条 沖縄県子ども・子育て会議設置条例第7条第1項の規定に基づき、会議に次の部会を置く。

名称	調査審議事項
幼保連携型認定こども園部会	(1)幼保連携型認定こども園の設置又は廃止の認可に関する事項 (2)幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖に関する事項 (3)幼保連携型認定こども園の設置又は廃止の認可の取消しに関する事項 (4)その他必要な事項（幼保連携型認定こども園に係るものに限る）

- 2 部会の調査審議事項については、部会の議決をもって会議の議決とみなす。
- 3 部会長は、部会の調査審議事項を会議に報告する。
- 4 第1条から前条まで及び次条の規定は、部会について準用する。この場合において、「会議」とあるのは「部会」と、「委員」とあるのは「部会委員」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成26年2月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年5月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年11月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年1月22日から施行する。